

「ユニット型指定短期入所生活介護」・「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0174700229号)

当事業所はご利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護サービス及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 従業者の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. 感染症対策について	5
8. 虐待の防止について	6
9. 身体拘束の廃止について	6
10. 事故発生時の対応及び賠償責任について	7
11. 非常災害対策と地域との連携について	7
12. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 事業者の名称 広尾町
(2) 事業者の所在地 広尾町西4条7丁目1番地

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護・平成18年4月1日指定
※当事業所は広尾町立特別養護老人ホームつつじ苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 広尾町短期入所生活介護事業所
(4) 事業所の所在地 広尾町公園通南4丁目5番地
(5) 電話番号 01558-2-2127
(6) 事業所長(管理者)氏名 広尾町特別養護老人ホームつつじ苑所長
(7) 当事業所の運営方針

要支援・要介護状態になった利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事等介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。

- (8) 開設年月 平成6年4月1日
(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9:00~18:00

- (10) 利用定員 1人 ただし、空床利用3名

- (11) 居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、個室です。この他、広尾町立特別養護老人ホームつつじ苑の空床室を利用します。(ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室	1室	
共同生活室	2室	各ユニットごとに設置
洗面設備	1か所	各居室に設置
トイレ	4か所	各ユニットごとに設置
浴室	3か所	機械浴槽1・一般浴槽2
医務室	1室	特養と兼用

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定短期入所生活介護(予防)事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所：居室外）

3. 従業者の配置状況

当事業所では、ご利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護（予防）サービスを提供する従業者として、以下の職種の従業者を配置しています。（特別養護老人ホームと合算の人数です）

〈主な従業者の配置状況〉※従業者の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 所長（管理者）	1	1名
2. 介護職員	10以上	10名
3. 生活相談員	1以上	1名
4. 看護職員	1以上	1名
5. 機能訓練指導員（看護職と兼務）	1	1名
6. 介護支援専門員（生活相談員と兼務）	1以上	1名
7. 医師	(1)	(1)名
8. 管理栄養士又は栄養士	1	1名

※常勤換算：従業者それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数(例：週38時間45分)で除した数です。
 (例)週7時間45分勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(7時間45分×5名÷38時間45分=1名)となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	月1回水曜日 定期検診
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：00～15：45 3名 遅出： 9：45～18：30 2～3名 夜間：16：00～ 9：30 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：30～16：15 (1)名 日勤： 8：30～17：15 (1)名 遅出：10：00～18：45 (1)名
4. 機能訓練指導員	同上

○介護又は看護職員は、昼間については1ユニットごとに常時1人以上、夜間及び深夜については2ユニットごとに1人以上を毎日配置しています。

○ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しています。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

① 食事

- ・当事業所では、ご利用者の自立支援のため、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則として食摂取にかかる援助を行います。

（食事時間）

朝食： 8：00～ 昼食： 11：30～ 夕食： 17：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金>

- ・当事業所の利用に伴う利用料金については、別紙、利用料金表のとおりとなります。
- ・介護保険制度の介護報酬改定などにより、介護報酬額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額が変更になります。
- ・基本サービス費のほか、各種加算算定の変更があった場合に置いても、自己負担額が変更となることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。（別紙、利用料金表のとおり）

②滞在に要する費用（居住費）

この事業所及び事業所を利用するにあたり、居住費を負担していただきます。ただし介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額のご負担となります。（別紙、利用料金表のとおり）

③理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回（不定日）事業所に理容・美容師の出張による理髪サービスがあります。サービス利用中に理髪サービス日が重なる場合、車椅子使用者で理容・美容院に行くことができない方に限りサービスを受けることができます。

利用料金：1回あたり 2,000円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了後、月末締めでご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。指定する日までに金融機関窓口での納付書支払い又は指定金融機関からの口座引き落としいずれかの方法でお支払下さい。

（4）利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、ユニット型短期入所生活介護サービス（予防）の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 感染症対策について

事業者は、事業所内で感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定し、従業者に周知しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修会を定期的に開催しています。
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シュミレーション）を実施しています。
- (5) 感染症対策の担当者を配置しています。

感染対策に関する担当者	主任看護師
-------------	-------

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) ご利用者の尊厳の保持及び人格尊重に対する配慮を心がけながら、虐待の未然防止に努めます。
 - ・従業者が高齢者虐待防止法等の規定する養介護施設の従業者としての責務、適切な対応等を従業者に周知しています。
 - ・ご利用者及びそのご家族からの虐待等に係る相談に対しても適切に対応します。
 - ・定期的に虐待防止のための委員会や研修会を開催しています。
- (2) 万が一、虐待が発生した場合には、速やかに必要機関に連絡し、あらゆる調査等に協力します。
- (3) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を配置しています。

虐待防止に関する担当者	虐待防止委員会 委員長
-------------	-------------

7. 身体的拘束等の廃止について

事業者は、原則としてご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

<やむを得ない場合>

①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防

止することができない場合に限りです。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、

直ちに身体拘束を解きます。

- (1) 身体的拘束等の廃止のための検討委員会を設置しています。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を策定し、従業者に周知しています。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的で開催しています。
- (4) 身体的拘束等の適正化対応策を適切に実施するため、担当者を配置しています。

身体拘束等の廃止に関する担当者

身体拘束廃止委員会 委員長

8. 事故発生時の対応及び賠償責任について

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

- (1) 事故発生の防止のための委員会を設置しています。
- (2) 事故発生防止のための指針を策定し、従業者に周知しています。
- (3) 事故発生の防止のための研修会を定期的で開催しています。
- (4) 事故発生防止等の措置を適切に実施するため、担当者を配置しています。

事故発生防止等に関する担当者

生活支援係長

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名：介護保険・社会福祉事業者総合保険

補償の概要：施設事業者プラン（対人対物事故・管理財物に関する法律上の損害賠償・法律上の人格侵害に関する損害賠償など）

9. 非常災害対策と地域との連携について

事業者は、非常災害時において適切に対応するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

また、地域との交流が図れるよう努めます。

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策担当者（防火管理者）

所長

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知します。
- (3) できるだけ地域住民の参加が得られよう努め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(4) 事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域住民やボランティア団体等との交流を図ります。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [職名] 生活支援係長・生活相談員

○苦情受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広尾町役場保健福祉課	所在地 広尾町西4条7丁目1番地 電話番号・FAX 2-0172・2-6662 受付時間 8：30～17：15
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話番号 011-231-5161 受付時間 9：00～17：00

令和 年 月 日

ユニット型指定短期入所生活介護サービス及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

広尾町短期入所生活介護事業所

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型指定短期入所生活介護サービス及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者又は 住所

身元引受者

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート平屋建
- (2) 延床面積 1, 766. 15㎡

2. 従業者の配置状況

<配置従業者の職種>

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

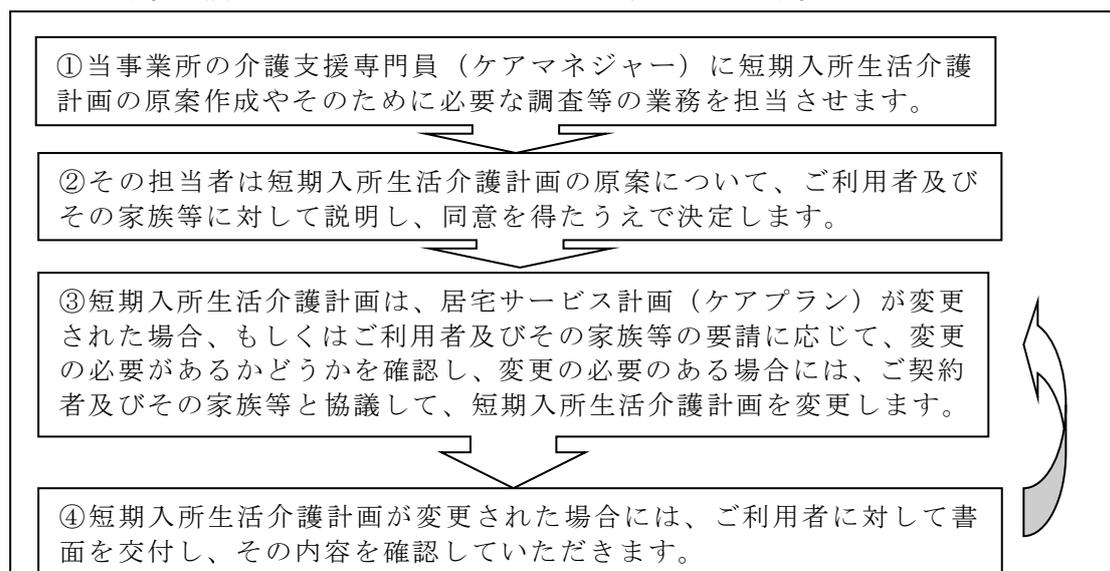
1名の医師を配置しています。

管理栄養士・栄養士…ご利用者のお食事の献立をつくります。

1名の管理栄養士（特養と兼務）を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。入所からサービス提供までの流れは次の通りです。



- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス

⑥事業者及びサービス従事者又は従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者とのサービス提供の終了の際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

薬、洗面用具、衣類、杖、車椅子

(2) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の従業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内外は禁煙です。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	広尾町国民健康保険病院
所在地	広尾町公園通南4丁目1番地
診療科	内科・整形外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	町内往診可能歯科医療機関
所在地	

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合

サービスの利用期間は、サービス提供票（居宅サービス計画）に添った期間ですが、事前にサービス計画の変更された場合は更新してサービスを利用することができます。

利用期間中は、以下の事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、サービス利用は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者からサービス利用の取りやめの申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 1 日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが納付書記載納期限より遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービスご利用にあたっての禁止事項について

(1) 従業者に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

○パワーハラスメント例

- ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる等
- ・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求等

○セクシャルハラスメント例

- ・必要もなく身体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話しをする、手を握る等

(3) 無断で従業者の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行なうこと。

(4) その他前各号に準ずる行為。

ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合はサービス中止や契約を解除する場合があります。